

食品安全委員会（第804回会合）議事概要

日 時:令和3年2月2日(火) 14:00~14:22

場 所:食品安全委員会大会議室

出席者:佐藤委員長外3名出席

動画配信:行政機関1名、一般4名

(1) 食品安全基本法第23条第1項第2号の規定に基づき委員会が自ら行う食品健康影響評価について

・薬剤耐性菌「家畜に使用する硫酸コリスチン」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

本件について、薬剤耐性菌に関するワーキンググループにおけるものと同じ結論、

「硫酸コリスチンが、動物用医薬品として牛及び豚に使用された結果としてハザードが選択され、牛及び豚由来の畜産食品を介してヒトがハザードにばく露され、ヒト用抗菌性物質による治療効果が減弱又は喪失する可能性は否定できないが、リスクの程度は低度であると考えた。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関（農林水産省）に通知することとなった。

(2) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

・プリオン「スペインから輸入される牛肉及び牛の内臓」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

本件について、プリオン専門調査会におけるものと同じ結論、「スペインから輸入される牛肉及び牛の内臓の月齢制限を「条件なし」としたとしても、人へのリスクは無視できると判断した。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。

(3) 食品安全委員会の運営について（令和2年10月～令和2年12月）

→事務局から報告。

(4) その他

・飼料添加物に関する食品健康影響評価について

→山本委員から説明。

肥料・飼料等専門調査会において飼料添加物に関する食品健康影響評価指針の見直しについて検討することとなった。